

「山口県文化財保存活用大綱（素案）」に対する
パブリック・コメントの概要について

- 1 意見の募集期間
令和元年12月16日（月）から令和2年1月15日（水）まで
- 2 意見の件数
3人 27件
- 3 意見の内容と県の考え方
(1) 山口県文化財保存活用大綱に関するもの
ア 大綱の基本的な方針や措置に関するもの 5件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「地域住民や民間団体等が主体的に参画し」(p35)を「地域住民や民間団体も主体的に参画し」に修正してほしい。	今後の文化財の保存・活用では、地域住民や民間団体が主体的に参画し、地域一体となって取り組んでいくことが必要であると考えています。
2	地域の未指定文化財と連携した体験、語り型のツアーも楽しいのではないかと常々思っていた。そのあたりを一緒に発信していくこともこの町にある文化財としての役割だと考える。さらに県内全域にある文化財だけでなく魅力ある他の場所に繋いだり繋いでもらったり広がっていけばうれしい。	未指定文化財を含め、地域にある様々な文化資源を一体的に活用する取組などを促進することとしています。
3	「文化財継承の担い手の確保」(p41)については、特に無形文化財、無形民俗文化財の中の「地域行事」について、県民が多く所属する「企業」に参加を促すPR・広報を定期的実施するといった内容を追加すべき。	地域行事を継承していくためには、県内の企業も含め学校、地域団体等、地域一体での取組が今後ますます重要と考えており、ご意見を踏まえ、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
4	火災に見舞われた時、SNSによる誤った情報の発信等、2次災害を防ぐための対処の方法の記載をしてほしい。	文化財が火災に見舞われた場合、正確な情報収集及び情報公開を行っています。
5	「第5章 文化財の保存・活用の推進体制」の中に、防災危機管理課や消防保安課、山口県消防協会が記載されていないのはおかしいと思うが、なぜか。是非記載をお願いする。	ご意見を踏まえ、防災危機管理課や消防保安課を「文化財の保存・活用の推進体制」の中に記載しました。 なお、県消防協会は、消防思想の啓発事業も行っていますが、文化財の保存・活用を主目的として行われているものではないことから、記載しておりません。

イ 記載の方法や追加に関するもの 8件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	本文中に「観光客が減ったところもある」(p26)との記述もあるので「一定年数前の観光者数」も明示すべきと考える。	本文では、全体的な傾向を記述しており、県内に数多くある個別の施設の観光客数の動向については、市町が発表している「観光客動態調査」を参照ください。

7	「表5 H30観光地別観光客数(50万人以上の観光地)」(p26)の、網掛有無の意味の記述をお願いする。	文化財を強調するため網掛けとしましたが、いただいたご意見を踏まえ、指定・登録文化財が分かりやすいように、太字ゴシックの表示に改め、注釈を記載しました。
8	「文化財の保護制度」の説明(p27)は、箇条書きのほうが読みやすいしわかりやすい。	全体の文体を、文章による記述として整えています。
9	「勝山御殿跡」(p21)に「(H31.2.26国史跡に指定)」と追記してほしい。	巻末に資料編として、国指定等文化財の一覧表を追加し、指定年月日を記載しました。
10	年代表記が元号のみ、西暦のみ、双方併記が混在しているように見受けられる。 わかりやすくするため西暦への統一または全て双方併記を宜しく願います。	図表を除き、原則、双方併記に統一しています。
11	記載語句に行政用語＝県民一般は意味がなかなか分からないであろう語句が散見される。 他のパブリック・コメント/県民意見募集の資料のように、ページ下あるいは別資料として語句説明を作成願う。	ご意見を踏まえ、巻末に資料編として、用語解説を掲載しました。
12	国指定文化財等、県指定文化財等の一覧表記の追加を求める。 「品目/項目一覧(種類別、歴史別)(可能であれば説明短文付記)」「所在箇所・分布の地図上表記」を明示すべきと考える。	ご意見を踏まえ、巻末に資料編として、国指定等文化財及び県指定等文化財の一覧表を掲載しました。
13	文化財の所在地を地図上明示した資料を追加すべきと感じる。 (あくまで例)ある年代の文化財について、種類別に色分けした上で所在地を地図上に明示。本文中で紹介されたものについてはNo.を振る。	天然記念物等場所を特定できないものなどもあることなどから、全てを地図上に明示することは困難なため、個々の文化財の所在地については、文化庁ホームページ「国指定文化財等データベース」や県ホームページ「山口県の文化財」等でご確認ください。

ウ その他 2件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	登録有形文化財を、街のスポットとして、街の一つのシンボルとして、街に住む人々のコミュニケーションの場としての役割も担っていると考え、管理している。継続にあたっては、建物の改修保全など、経費を工面してきた。しかしながら、4年前より消防庁の指導により、自動火災報知設備などの消防設備が整っていないとして、2階がギャラリーなどとしての一般利用ができない状況にある。 消防設備整備や老朽化について、市のほうに補助金などが可能であるか相談しているが、個人の所有物となるので難しいと回答をいただいている。 2階をギャラリーとしてこれからも継続利用していくには、何らかの形で支援を受けることができないだろうか。	対象者や工事内容に条件がありますが、消防設備の設置工事や、外観・内装等の修復工事に対して国の補助制度が利用できます。また、民間団体の助成制度もありますので、情報提供に努めてまいります。
15	「文化財防火デーに合わせた消火訓練の実施等を働きかける」(p47)とあるが、今後高齢者が増加することが考えられるため地域住民や消防団に関して、消火訓練だけではなく避難訓練も併せて記載したほうが良いのでは。	文化財を火災等から守る消火訓練の中で、参拝客等の避難誘導などの実施も働きかけています。

(2) パブリック・コメント等に関するもの 12件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	当案件、60頁近い資料であり、又本来関係法令等も参照しての意見送付をすべきと考える。	本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。
17	<p>そのような案件を、年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計9案件実施(12/27時点)の中で通常と同様の1カ月の期間設定は意見公募の体を成していないと考える。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1カ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶している。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。「条例等に則って」という場合は、「条例等」が「1カ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。</p>	<p>意見募集の時期や期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
18	当件について、この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。	
19	<p>前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須という事となる。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施するための恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)をお願いする。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	
20	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)のような意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」「募集時期集中時の期間延長」等について何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
21	<p>前述対応が無かった場合は、「なぜ県として対応をしなかったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。</p> <p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願う。</p>	
22	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足または期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。「県の条例に則って(1カ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例があるので返答に値しないと考える。</p>	

23	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断するためにも、「県のホームページ＝県行政に関心または用事の在る県民が参照する媒体」ではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う(記事の場合は把握している範囲内で願う)。</p> <p>(県広報紙にはパブリック・コメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶している。新聞の「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリック・コメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶している。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月25日の山口新聞、中国新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報紙は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
24	<p>今回の案件を含め、県広報紙や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集全般についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事がほとんど掲載されていない理由を明示願う。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われる。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろうところに記事を掲載していない理由」にならないと考える。)</p>	
25	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願う。)</p>	
26	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1カ月なのに対して、県広報紙発行が2-3カ月間隔というのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。</p> <p>県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。</p>	
27	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集のほかに、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いする。</p>	<p>作成にあたっては、山口県文化財保護審議会のほか、「山口県文化財保存活用大綱協議会」を設置し、文化財所有者や保存団体、市町や関係機関等から意見を聴取し、大綱に反映しています。</p>